

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

特定接種の登録申請をお願いします。

～ウェブシステムによる登録申請受付が始まりました。～

*特定接種とは

新型インフルエンザ等の発生時に、医療の提供及び国民生活及び経済の安定を確保するため、予め登録された従事者に対し優先的に実施する予防接種です。

登録すると、新型インフルエンザ等発生時に、医療の提供を継続的に実施するよう努めなければなりません。

*ウェブシステム（特定接種管理システム）とは

新たに厚生労働省が管理する特定接種管理システムが立ち上がり、各事業者がウェブシステムを介し、直接登録申請の手続きを行うこととなりました。

1 初めて登録をする方

登録申請期間	平成28年10月14日（金）～平成29年1月5日（木）
登録対象者	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等医療提供を行う事業（薬局の薬剤師・窓口職員、訪問看護ステーションの看護師・看護補助者・事務職員等）・重大緊急医療提供を行う事業（分娩を扱う助産所における有資格者）
登録要件	<ul style="list-style-type: none">・医療提供事業者に係る事業者であること。・「業務継続計画」を作成していること。（提出は不要です。）
その他	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等発生時に、実際に特定接種を実施する医療機関と覚書を作成していること。（自施設で行う場合は、覚書は不要です。）・登録したからといって必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部にて判断されます。・原則、ウェブシステムでの登録となります。・登録された施設については、ホームページ等で公表されます。

※詳細は、添付のQ&Aを御覧ください。

登録方法は裏面を御覧ください。

2 平成26年3月までに登録した方

ID及びパスワードの配信	登録申請書に記載したメールアドレス宛て平成28年6月2日又は平成28年10月5日にID及びパスワードが配信されています。ID及びパスワードは、特定接種管理システムにアクセスする際に必要となりますので、適切に保管をお願いします。
登録済内容の変更手続き	配信されたIDとパスワードにてウェブシステムにアクセスし、行うことができます。
ID及びパスワードが届いていない又は紛失した場合	次のアドレス宛て、再送付の依頼メールをお送りください。 特定接種管理システムヘルプデスク tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp
登録の有効期間	5年です。更新案内は、期間満了前にメールで届きます。

- 登録要件 ○業務継続計画は作成済みですか？ はい いいえ
○特定接種実施医療機関と覚書を取り交わしていますか？
(自施設で行う場合は覚書はいりません。) はい いいえ
※業務継続計画作成例及び覚書様式は川崎市ホームページにリンクをはってあります。
作成済みの場合、下のシステムでの登録申請にお進みください。

1 登録方法

- ① 同封の次の3種類の書類を御用意ください。
(1)システム操作方法、(2)入力例、(3)手引き(薬局、訪問看護ステーション、助産所用)

- ② 次のページにアクセスしてください。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

「川崎市 特定接種」で検索



**川崎市ホームページ 特定接種
から特定接種管理システムにアクセスできます。**

- ③ **(1)システム操作方法**中の「1 ①～⑤」までの作業となります。
画面左下の **初めての方へ** をクリックし、アドレスを入力、送信します。
入力したアドレスに登録申請画面のURLが送信されます。
- ④ 登録申請画面を開き、**(2)入力例、(3)手引き**(1ページ目 2以降)を参考に入力してください。

- ⑤ 登録申請完了メールが届きましたら、申請終了です。



登録完了

※システムの使用方法について、国の相談窓口があります。→**(4)Q&A** P10 問5

電話 03-5510-3318 FAX 03-5510-3316

メール tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp

2 入力の際に、特に注意をお願いしたい点

- ①「事業者」の情報について

- ・事業主が法人化している場合・・・法人の情報(名称、所在地等)
- ・個人事業主の場合・・・・・・個人の氏名、住所等を記載してください。
※病院の名称等はこの欄ではなく、「事業所」の欄に入力となります。

- ②「登録対象業務の従業者数」について

(3)手引きのP5～8及び(4)Q&AのP3、P7～9をよくお読みいただき、【対象となる職種の方を常勤換算した人数】を入力してください。

- ③登録に用いたメールアドレスについて

次の内容は、登録したメールアドレスに届きます。定期的にメールの御確認をお願いします。

- ・申請内容に関する疑義照会
- ・登録更新の案内(5年後)
- ・新型インフルエンザ等発生時の連絡等